

市民協働ファシリテーターの養成及び任命について

1 目的・概要

京都市市民参加推進条例第3条に掲げる本市の責務を確実に果たすため、市政に対する市民意見を対話により引き出し、市民意見を適切に反映した政策の形成、実施及び評価並びに市民と協働した市政運営を行う職員を増やすことを目的に、市民協働ファシリテーターの養成及び任命を行う。

総合企画局総合政策室は、市民意見を引き出すための考え方を学ぶとともに、ファシリテーションスキル及びワークショップ等を企画及び実施できる能力を養い、職員の「伝える力」及び「市民との伝え合う力」を高めるための、効果的かつ実践的な研修を実施する。

(市民参加推進条例 抜粋)

第3条 本市は、京都市情報公開条例の趣旨にのっとり、情報の提供及び公開を推進することにより、政策の形成、実施及び評価の一連の過程における透明性を向上させるとともに、政策の目的、内容、効果等を市民に分かりやすく説明する責務を果たし、もって市民がこれら一連の過程において市政に参加することができるよう、その機会の確保に努めなければならない。

2 本市は、市政に関する市民の意見、提案等を総合的に検討し、これらに誠実に応答するとともに、それらの内容を市政に適切に反映させるよう努めなければならない。

(第2期京都市市民参加推進計画改定版 抜粋)

各職場レベルでの市民参加推進の意識や能力を高めるために、市民参加推進を担う職員を各局区等に配置

2 市民協働ファシリテーターの役割

市民協働ファシリテーターは、所属長の了解を得た上で、以下の内容を本務として担う。

- (1) 自身の所属において、政策及び事業の形成・評価等の過程などで、積極的に市民との対話の場を創出する。
- (2) 市民との対話の場を設定する他所属から相談があった場合に、企画のアドバイスをを行うとともに、必要に応じて当日のサポートを行う。
- (3) 市民協働推進担当の業務について、アドバイスをを行うとともに、必要に応じてワークショップ等のサポートを行う。
- (4) 翌年度以降の市民協働ファシリテーター育成研修のサポートを行う。

3 平成29年度研修

(1) 受講者

32名（入庁3年目～課長補佐級）

(2) 研修内容

10月3日（半日）	・様々な対話の手法を学び、12月19日のワークショップのテーマ名称を検討
10月4日（1日）	・様々な対話の手法を一人ずつ実践
11月15日（1日）	・研修講師がファシリテーターとなり、研修受講者が市民役としてワークショップを体験（一般市民も6名参加）。 ・12月19日のワークショッププログラムを検討
12月19日（1日）	・実際に市民の意見を聴くために、市民参加型のワークショップを実施し、受講生が準備や当日の運営等を全て行った。
1月17日（半日）	・12月19日のワークショップの振り返り等 ・市民協働ファシリテーター任命式